

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第3回 所沢市成年後見制度推進検討委員会
開催日時	令和6年1月24日(水) 10時00分 ~ 11時45分
開催場所	所沢市子どもと福祉の未来館 多目的室1・2号
出席者の氏名	飯村 史恵(委員長)、笹原 文男(副委員長)、近藤 宏一、高野 香、 行武 綾子、内野 孝雄、一色 義直、溝井 光正、小野寺 健、中川 博之、 黛 浩一郎、梅本 晶絵、高橋 清子、田中 保子
欠席者の氏名	
説明者の職・氏名	地域福祉センター 主査 新井 一也、主任 竹村 俊朗、主任 伊藤 庸介
議 題	(1) 成年後見制度を取り巻く状況と所沢市が目指す方向性について (2) 所沢市成年後見制度利用促進基本計画の中間評価のとりまとめについて (3) 所沢市の市長申立、報酬助成について (4) その他
会議資料	【配布資料】 ・会議次第 ・委員名簿、席次表 ・資料1：市計画の中間評価等について ・資料2：障害者権利条約総括所見 ・資料3：所沢市成年後見制度利用促進基本計画 指標進捗状況管理表 ・資料4：知っておきたい成年後見制度
担当部課名	福祉部 地域福祉センター 電話04(2922)2115 地域福祉センター 参事 菅原 聖二 地域福祉センター 主査 新井 一也 地域福祉センター 主任 伊藤 庸介 地域福祉センター 主任 竹村 俊朗

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>事務局 (菅原参事)</p>	<p>1. 開 会 開会を宣言した。</p> <p>2. 新任委員挨拶 令和5年7月1日付けで委嘱された高橋委員から挨拶。</p> <p>3. 会議の運営方法に関して ①会議の公開・非公開について（原則、公開とする） ②会議録の記録方式について（発言者名は公開とし、要約方式で記録する） ③会議録の確定について（委員長に署名・承認を得て、確定する）</p> <p>4. その他 ①傍聴希望者の確認 1名あり。 ②資料の確認 配付資料を確認した。</p> <p>5. 議 題 議題に先立ち、「資料3 所沢市成年後見制度利用促進基本計画 指標進捗状況管理表」の訂正連絡。 訂正箇所は以下のとおり。 指標「親族後見の利用者数」の目標値 令和5年度 （正）200人（誤）170人 令和8年度 （正）230人（誤）178人 上記訂正に伴い、同指標及び全体の達成率を以下のとおり訂正。 達成率（R4実績値／R5目標値） （正）76.5%（誤）90.0% 全体の達成率 （正）86.3%（誤）87.8%</p>
<p>事務局</p>	<p>1. 成年後見制度を取り巻く状況と所沢市が目指す方向性について ～資料1を用いて説明～ 国計画、障害者権利委員会からの総括所見等を踏まえ、市が目指す方向性について説明。 (概要) ・ 国の第二期計画で示している成年後見制度の利用促進に向けた基本的な考え方のうち、「成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備する」という部分については本市が目指す姿と共通する部分がある。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者権利委員会の総括所見等では、民法や第二期成年後見制度利用促進基本計画が名指して懸念されている状況となっている。 ・ これらを踏まえ、本市は「権利擁護を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できる社会の実現」及び「成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性も考慮した上で、関係者間で適切かつ迅速に連携が取れる体制を構築し、『真に成年後見制度の利用を必要とする市民が、適切に制度の利用に結びつくこと』を現時点で目指すこととする。 ・ 具体的には「支援者が1人で抱え込まない、チームによる支援体制の強化」「既存の仕組みを踏まえた上での、支援が必要な方の早期発見の仕組みの検討」「行政も含めた支援者等の知識・連携の強化」「メリットデメリットも含めた成年後見制度の適切な理解の促進と成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討」等に取り組んでいくこととする。
中川委員	<p>自身の所属団体では重度知的障害者の法定後見を行っており、医師の後見相当という診断書に従って下りた後見開始の審判のもと、後見業務を行っている。どんなに障害が重くても本人には意思、選好、権利があり、それらを重視して後見業務を行っていかなければならないと考えるようになってきた。自身の所属団体で昔から成年後見に携わっている者の中には、後見類型は家裁から多くの権限を付与されており、なんでも代行決定できると考える者もいる。団体の中でも温度差を感じる場面はあるが、本人意思の尊重という面で過渡期にきており、年代が下がるにつれそのあたりの意識も変わってくるのではないかと思う。類型については見直すべきだという議論があるが、今後どのように対応していかなければならないかということについて団体内で議論しているところである。</p>
飯村委員長	<p>本人意思の尊重についてはかなり大きなテーマであり長期的なスパンで見なければならぬ部分もあるが、民法の改正に向けた動きも既にある。改正にあたっては現場で抱えている矛盾や課題を改善できるような内容になることを期待すると同時に、本委員会においても改善のポイントに繋がることを蓄積できると良い。</p>
梅本委員	<p>成年後見制度に対する理解は、後見人を受任した後も引き続き深めていかなければならない。後見人がなんでも決定できるということではなく、本人の意思決定を支援することへの理解を広げていかなければならない。あくまでも本人が中心であるということの基本として周りが支援していかないと本人のための制度にはならないので、今後の周知啓発に際してはそのあたりも考慮すると良い。また、支援者側もなんでもかんでも後見人に決めてもらおうとなりがちな部分はあるが、本人の意思に基づいて様々なことを決定するということへの理解を深めないと、逆に本人の権利を剥奪する制度になってしまうことに注意したい。</p>
飯村委員長	<p>判断能力が十分ではない方たちが生活していくためには、様々なサポートが現実に必要なのだが、なかなか制度が追いついていない部分もあり、後見人が本来行うべきではない</p>

田中委員	<p>ことまで負担している状況も中にはある。本委員会においても成年後見制度をどのように捉えて普及していくのかということについて、共通理解を持てると良い。</p> <p>後見人によって温度差があるということは実感としてある。自身が所属する地域包括支援センターでは、年2回圏域内の医療機関と介護保険事業所を集めて医療介護連携会議を企画運営している。例年テーマは変えるが、本年度は認知症の方に対する支援というテーマで開催し、1回目では認知症初期集中支援チームの紹介、先日行われた2回目では、認知症の方に対する意思決定支援というテーマで開催し、60名が参加し、グループワーク等を行った。成年後見センターの鈴木氏に意思決定支援について講義してもらった。実際の事例を紹介すると、1人暮らしの認知症の方に後見人がついていて、本人は在宅生活を希望しているが、後見人は施設入所が良いと考えているケースがあった。ケアマネージャーや地域包括支援センター等の関係者は、本人は衰えてきているものの、まだ在宅生活ができるのではないかと考え、後見人とは異なる見解であったため、本人の今後の生活について後見人を含めたチームで協議する機会を数回設けた。最初の頃は本人の在宅生活への意向が強かったため、チームで協議して在宅生活を支援するということでまとまった。その会議の半年後くらいに、後見人が申し込んでいた施設から入所可能の旨連絡があり、高齢者支援課も交えて再度協議する場を持った。関係者間でも在宅生活の継続と施設入所について意見が分かれ、本人も最初の頃は施設入所を拒否していたが、家で暮らしたいけど寂しい思いもあるというように気持ちの変化が見られた。本人の生活状況等も踏まえて最終的には施設に入所することとなったが、本人の気持ちに寄り添った結果、入所施設の送迎車が来た際には笑顔で車に乗り込み、その後も施設で楽しく過ごされていると聞いている。このケースから、後見人も含めて誰か1人の判断が必ずしも正しいとは限らず、疑問が生じた際には関係者で集まって協議し、軌道修正をしていくということが非常に重要であると感じた。</p>
中川委員	<p>チームで連携して対応できたという好事例の紹介だが、会議開催を主導したのは誰なのか。</p>
田中委員	<p>担当のケアマネージャーを通じて後見人の考えを伺い、ケアマネージャーに対し地域包括支援センターからチームで話し合うことを提案した。</p>
飯村委員長	<p>誰がケースのコーディネートをしていくのか、という重要な質問である。</p>
高野委員	<p>他市で自身が受任している事例ではあるが、今の事例とは逆に市長申立てで後見人がついたから後は全て後見人に任せると丸投げのような状況もあり非常に苦労している。本人は後期高齢者でもないし、性格的に難しい部分や経済的に厳しい状況もあり対応に苦慮しているので、本市では支援者が困った時に相談し合える体制づくりをぜひ進めて欲しい。また、支援者には親族も含まれるが、多くは第三者である後見人でありケースバイケースであることはご理解いただきたい。制度の普及啓発は達成率を見てもかなり進んできているが、制度の利用が始まってから本人が亡くなるまでがやはり重要で</p>

飯村委員長	<p>あるので、その期間をフォローし合える体制づくりを今後目指して欲しい。</p> <p>本人の支援者は後見人をはじめ、サービス提供者、親族、地域住民等様々な方がいるが、後見人が選任されるとそれまでやむを得ず本人と関わっていた支援者が支援から手を引いてしまうという事例もあるので、支援者をどのように上手く巻き込んでいくかということも今後検討していけると良い。</p>
事務局	<p>チーム支援や制度利用開始後の後見人のフォローについては非常に重要なテーマであると捉えている。詳しくは議題2で説明する。</p>
事務局	<p><u>2. 所沢市成年後見制度利用促進基本計画の中間評価のとりまとめについて</u></p> <p>～資料1を用いて説明～</p> <p>前回、前々回の議論を踏まえ市計画の中間評価のとりまとめについて説明。</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各指標の中間評価と今後の取組みでの留意点を説明し、その上で以下のとおりまとめた。 ・ 「現場へのヒアリング等を経て、その必要性を十分に考慮した上で指標化されていない取組みを実施できた点」「市計画の策定や中核機関の設置等の重点施策に取組んだことで、市計画策定前と比較して権利擁護に関する本市の課題が明確になった点」は評価できる一方で、制度の普及啓発や関係機関との連携強化については今後取組むべきことは多くあり、併せて指標と直接結びつかない取組についても質・量を精査しながら実施していく必要がある。 ・ 今後については制度の普及啓発と地域連携ネットワークの強化に注力していくこととし、意思決定支援や「自ら備えておく」ことの普及、成年後見センターのコーディネート機能の強化、早期発見の仕組みの検討等を進めていくこととする。
近藤委員	<p>政策目標2のあんしんサポートねっとの利用者数及び市長申立て実施件数については達成率が100%に達していない状況である。あんしんサポートねっとの利用者数については、限られたマンパワーの中で事故等が起らないように注意しつつ事業を行っているため、利用者を増やすことが難しい状況であるという説明であった。ニーズが高ければ予算を投入して人員を増やす等の必要もあるが、実態としては申込みの待機状態が続いているのか、あるいはそうではないのか。福祉現場でのニーズの高さを市はどのように捉えているか。また、市長申立て実施件数についても、潜在的なニーズの増加という説明があったが、それも市としてどのように捉えているのか。</p>
事務局	<p>あんしんサポートねっとについては梅本委員から、事務局からは市長申立ての潜在的なニーズについて説明する。潜在的なニーズを数字として具体的に把握しているかという、そうではない。ある地区の地域包括支援センターの方に話を伺った際に、特定の地区の団地に都内から移住してきた単身高齢者が増えている傾向が見られるという話があった。なかなか横の繋がりが無い団地であるため孤立化しやすい環境にあり、現時点</p>

梅本委員	<p>では判断能力に問題がなくても将来的には孤立化する恐れがある。核家族化等の様々な社会情勢の変化により親族との繋がりが持てない、親族が遠方に住んでおり疎遠になってしまっている等、支援できる方がいないというケースだと市長申立てに繋がってくる可能性があるという話を伺った。母数の高齢者数が増えればこの事例のような市長申立てに繋がる可能性のある方も相対的に増えるものと考えている。</p> <p>あんしんサポートねっとのニーズは高く、例えば直近の11月のあんしんサポートねっとの利用相談は19件、12月は9件という状況である。新規利用を希望される方については、職員が訪問し、状況確認を行う。判断能力が低下している場合は成年後見制度利用の案内をしつつ、判断能力はあるが金銭管理ができないという相談も受けている。所沢市の人口規模を鑑みると利用者数が物足りない側面はあるが、金銭管理を考えると慎重にならざるを得ない部分もあり、現状の体制では40件程度をキープすることが精一杯である。あんしんサポートねっとは埼玉県社協の委託事業であり、市社協が受託しているが、県社協の委託料だけでは賅えず市社協の財源を投入している状況である。ニーズの高さは理解しているため、市の財政的な支援も検討して欲しい。現在の実績も40件前後で推移しているが、死亡や成年後見制度への移行等もあり内訳は随時変化している。新規の利用までに3か月程度要しており、引き続き本人の意向等を確認しながら慎重に進めていきたいと考えている。</p>
近藤委員	<p>予算的な話をこの場で答えることが難しいことは承知しているが、例えば川越市のあんしんサポートねっとの利用者数や予算の状況は把握しているか。</p>
所沢市成年後見センター	<p>川越市のあんしんサポートねっとの利用者数は50件から60件程度だと聞いている。</p>
近藤委員	<p>川越市社協は自主財源を多く投入しているのか、あるいは市から補助が出ているのか。市から補助が出ているということであれば、所沢市においても検討して欲しい。</p>
飯村委員長	<p>あんしんサポートねっとは市社協が埼玉県社協から受託しているが、その財源である国庫補助の基準額が低いという構造的な問題がある。県によっては独自にルールを定めて委託費を上乗せしたり、また、各自治体で他の財源を投入する等の対応をしているところもあるので、事務局で調べて次回以降資料として提示できると良い。このような意見等は県や国に対してアプローチする際の材料となり得るので、大変重要な意見である。</p>
事務局	<p>今後情報収集に努めたい。</p>
笹原副委員長	<p>各計画で成年後見制度以外の権利擁護支援策について示されているが、あんしんサポートねっとはまさにその1つである。あんしんサポートねっとは成年後見制度の利用に至る前に利用できる1つの策であり、その部分を充実させることは重要である。また、</p>

	<p>成年後見制度以外の権利擁護支援策について具体的に示し、関係者が共有できるようにして欲しい。それができるとチーム支援の場で非常に役立ってくると思う。中核機関としてチーム支援のコーディネイトも行っていかなければならないことを考えると、マンパワーを強化できるよう本委員会の意見等を踏まえて市の財政部門も含めて検討して欲しい。</p>
事務局	<p>本委員会で出た体制や予算に関する意見は、今後の検討材料として積み重ねていきたい。成年後見制度以外の権利擁護支援策については、例えばあんしんサポートねっとや民事信託等様々なものがあるが、もちろんそれだけではなくて、介護保険サービスや障害福祉サービスの利用で対応できたというケーススタディを今後関係者間で積み重ねられるように取組んでいきたい。</p>
高野委員	<p>スライド4の国の第二期計画に記載のある「民間事業者による権利擁護支援の取組」とは具体的にどのようなものか。</p>
事務局	<p>現在、国が進めているモデル事業を想定の上例示しているものであるが、例えば社会福祉法人による法人後見業務等を示しているものと考えられる。</p>
飯村委員長	<p>厚労省でも権利擁護支援策の持続可能性という視点で試行錯誤している状況である。</p>
事務局	<p>市の取組みについて補足するが、現在本市では法人後見実施団体での情報交換会を行っており、NPO法人や社会福祉法人等に参加いただいている。近年少しずつではあるが参加団体も増加してきており、まだまだ発展途上ではあるが芽ができてきていると感じている。</p>
黛委員	<p>あんしんサポートねっとについて、県社協には委託料を上げて欲しいという要望はかねてから出しているが、構造的な問題もあり限界を感じている部分もある。人口が同規模の越谷市や川越市等はあんしんサポートねっと利用者数が本市より多く、市から補助が出ているという話も聞いているが、本市はできる範囲でやっているという現状である。あんしんサポートねっとは社会福祉法で第二種社会福祉事業に定められ、市計画でも取り上げてもらう等理解は深まってきていることと併せて、長く本委員会に携わってきた立場として、成年後見制度や権利擁護についての市の姿勢は良い方向に変わってきていると感じている。今後は県社協の事業という固定的な捉え方ではなく権利擁護支援策として一体的に捉えていただくことを期待している。</p>
事務局	<p><u>3. 所沢市の市長申立、報酬助成について</u> ～資料1を用いて説明～ 本市の市長申立てにかかる事務、報酬助成の対象者等について説明。 (概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長申立ては各根拠法令に基づき「その福祉を図るために必要があると認めると

	<p>き」に行うこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長申立ては最後のセーフティーネットという位置づけであるため、関係者の協力を得ながら事務を進めている。 ・ 本市の報酬助成は、対象者が高齢者である場合の本人、親族申立等にかかる申立費用及び報酬のみ助成対象外となっているが、今後当該部分も対象となるよう要綱を改正する予定。
近藤委員	<p>近隣他市の事例だが、母が統合失調症により後見相当で親族申立てを検討しているが、当該市では親族申立てのケースに対する報酬が助成対象となっておらず対応に悩んでいる。その点、本市では同様のケースが報酬助成の対象となるということは素晴らしいと感じる。高齢者についても対象を拡大する予定ということで、制度利用が促進されるよう引き続き取組んで欲しい。</p>
事務局	<p>報酬助成の対象拡大については、現在庁内で具体的に検討を進めているところである。</p>
田中委員	<p>対象者が高齢者である場合の本人、親族申立て等にかかる申立費用及び報酬も助成対象とすることを前向きに受け止めている。今後高齢者が増加し困窮する方も増えると思われるので、改正をぜひ実現して欲しい。</p>
笹原副委員長	<p>市長申立ての流れについて、対象者の発見以降はどこが情報等を取りまとめて事務を進めているのか。また、他市の事例で、対象者が後見相当で生活保護には該当しないが資産がわずかであり、対象者の姉が申立てたが市長申立てではないため報酬助成の対象とならず、後見人が選任されないというケースがあった。自身が所属している団体の場合、会員の積立てから助成されることもあるが、家裁の審判額とはかけ離れている。</p>
事務局	<p>市長申立ての事務の流れについて、まず対象者の発見については地域住民、地域包括支援センター等様々な経路がある。高齢者を例に説明すると、対象者の発見後、情報収集や課題整理については地域包括支援センターで行い、高齢者支援課との間で共有されているアセスメントシート等を用いて成年後見制度の利用について判断し、さらにその中で市長申立ての必要性が高い場合については地域包括支援センターと高齢者支援課で連携を取りながら申立ての事務を進めている。また、報酬が担保されないがゆえに後見人のなり手が見つからないという状況があることは本市でも把握しており、そのような課題も踏まえての改正予定である。</p>
笹原副委員長	<p>市長申立ての事務はどこが行っているのか。</p>
事務局	<p>高齢者は高齢者支援課、知的障害者は障害福祉課、精神障害者はこころの健康支援室で行っている。</p>

<p>笹原副委員長</p>	<p>地域福祉センターがとりまとめて申立て事務を行っているということではないということか。</p>
<p>事務局</p>	<p>その通りである。市長申立ての妥当性等について協議する必要性が生じた場合は、関係課に意見を聴く場があり、そこで意見を聴取することもできるが、特段協議する必要性がない場合は担当課で事務を進めている。</p>
<p>事務局 (新井主査)</p>	<p>4. 「その他」 ～資料1を用いて説明～ 今後の主な予定について説明した。 ・令和6年度開催予定について（令和6年7月頃、令和7年1月頃） ・その他市の主な予定について ・「【令和6年4月14日（日）開催予定】知っておきたい成年後見制度」について、中川委員から案内</p>
<p>笹原副委員長</p>	<p>6・閉 会 活発な議論に感謝する。引き続き体調に留意の上、それぞれの立場でご活躍いただきたい。</p>
<p>事務局 (菅原参事)</p>	<p>閉会を宣言した。</p>